

令和 2 年 3 月 5 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3 月 5 日（初 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（岡崎市内における交通事故））
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事））
- 日程第 6 議案第 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）
- 日程第 7 議案第 2 号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第 3 号 南知多町総合計画条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 5 号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 7 号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 8 号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 9 号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 10 号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 11 号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 12 号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 13 号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 14 号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 15 号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 16 号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第 1

号)

- 日程第22 議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算
日程第23 議案第18号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計予算
日程第24 議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25 議案第20号 令和2年度南知多町介護保険特別会計予算
日程第26 議案第21号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第27 議案第22号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
日程第28 議案第23号 令和2年度南知多町水道事業会計予算
日程第29 請願第1号 「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
地域振興課長	滝本恭史	検査財政課長	山下忠仁

建設経済部長	大 岩 幹 治	建設課長	山 本 剛
産業振興課長	鈴 木 淳 二	水道課長	坂 本 有 二
厚生部長	田 中 吉 郎	住民課長	宮 地 利 佳
福祉課長	相 川 和 英	環境課長	富 田 和 彦
保健介護課長	田 中 直 之	教 育 長	高 橋 篤
教育部長	山 下 雅 弘	学校教育課長	石 黒 俊 光
社会教育課長	森 崇 史	学校給食センター所長	山 本 剛 資
会計管理者 兼出納室長	山 本 有 里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保 美 保	係 長	磯 部 貴 宏
--------	---------	-----	---------

〔 開会 9時30分 〕

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を3月定例町議会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、全国的な広がりを見せる新型コロナウイルス感染症は、愛知県でも名古屋から各地に広がり、ついに知多半島でも感染者が出てしまいました。議会として3月定例会を運営しながら南知多町内において我々議員も、町長をはじめ全職員と共に一丸となって感染症対策に努めてまいりたいと思います。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、愛知県内でも感染者が報告され、注意喚起が促されています。感染拡大が懸念されていることから、傍聴者の皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、感染防止のため、せきエチケットを推奨しております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回南知多町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告がありました。その写しをお手元に配付しております。

また、議案質疑確認書を議席に配付しておりますので、同様の質疑をされないように留意してください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、内田保議員、6番、石垣菊蔵議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに令和2年第1回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策のため別室にて音声のみによる傍聴となり、深くおわび申し上げますとともに、お越しくださいましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本定例会にて、令和2年度の一般会計当初予算をはじめ重要諸議案の審議をお願いするに当たり、時間を頂きまして私のまちづくりに対します施政方針を述べさせていただきますたく存じますが、施政方針につきまして、議長さんや議員の皆様のお理解を賜り、議場においては要点を簡潔に表明し、議場にお越しくだされなかった皆様方におかれましては、広報にて表明させていただきますたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、施政方針を述べさせていただきます。

本年令和2年は、南知多町長として10年目の節目の年となります。就任以来一貫して

「日本一住みやすいまち」を目指し、人口減少ストップを目標に取り組んでまいりました。

町民の皆様と職員と共に、消滅可能性都市から南知多町民一人一人が幸せに暮らし続けることができる持続可能性都市に向け、第7次南知多町総合計画の策定をいたします。今まで御支援を頂き、町政の負託を担ってきた経験を糧に、持てる限りの情熱を注ぎ策定するこの計画には、まちづくりの指針となる目標と、その指標を明確に示し、進捗管理においては町民目線による見直しや改善を取り入れ、進化し続ける総合計画となるよう、本議会において総合計画の策定方法、運用方法について規定する南知多町総合計画条例を上程させていただきます。町制60周年を迎える令和3年にスタートする新しい総合計画は、協働と連携の絆がさらに深まるみんなの総合計画として分かりやすく仕上げてまいりたいと考えています。引き続き、「日本一住みやすいまち」に向け一步一步努力を積み重ねてまいりますので、皆様のさらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、「日本一住みやすいまち」を目指すに当たって、予算編成について御説明申し上げます。

住民サービスの水準の維持に配慮し、皆様の理解と協力を得ながら持続可能な行政運営を実現するため、慣例にとらわれることなく真に必要な施策に予算が重点配分されるよう厳格な優先順位づけを行い、各事業の制度・施策・施設そのものの廃止・休止を含め、一層の効率化を図るように努めました。

また、公共施設等の利用需要の変化や老朽化の問題に対し、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に、南知多町公共施設等総合管理計画に基づき、学校、保育所、社会教育施設を含めた総合的な公共施設の整備・適正配置をするための関連事業につきまして重点的な予算配分を行いました。

まず、ハード事業としまして、昨年、一部解体しました豊丘むくろじ会館との複合施設として、新学校給食施設建設工事を令和3年度までの継続事業として実施いたします。

また、保育所集約化のため、内海保育所及び大井保育所の施設改修工事を実施し、公共施設の老朽化に対応した整備・適正配置を進めてまいります。

防災対策では、町総合体育館のつり天井耐震化・LED化工事を行うとともに、豊浜地区防災拠点施設整備工事、師崎山ノ神の避難場所及び避難経路整備事業を実施し、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

ソフト事業では、本町の喫緊の課題となっています公共施設等の利用需要の変化や老

朽化の問題に対し、その課題解決に向け、学校施設の長寿命化と規模適正化に係る計画を策定し、公共施設適正管理を進めてまいります。

また、本町のまちづくりの指針となる第7次南知多町総合計画の策定作業を進めるとともに、変わりゆく社会情勢の変化に柔軟に対応するため、都市計画マスタープランの改定を行ってまいります。

活気ある地域づくりを推進するため、産業・観光振興の面では、農漁業者の新規就業者支援を引き続き実施するとともに、師崎港観光センター周辺整備調査を実施し、師崎港観光センターの建て替えを含めた今後の整備方針を検討いたします。

未来を担う子育て世代を応援するため、中学校3年・高校3年年齢相当者を対象として、インフルエンザ予防接種の無料化を実施いたします。

環境対策の事業といたしましては、エコステーション設置事業を拡充し、ごみの排出抑制、資源の有効利用を促進し、循環型社会の形成を推進してまいります。

空き家バンクにつきましては、県宅地建物取引業協会等とのより強固な連携体制を構築し、空き家所有者への助言や支援の充実を図り、空き家が負の遺産とならないよう、空き家アドバイザーによる空き家利活用の提案や適正な管理体制の構築を進めてまいります。

また、令和3年6月1日に迎える町制60周年に向け、町PR動画等を公募する動画コンテストを実施し、記念事業の準備を進めてまいります。

結びに、このたび第6次南知多町総合計画が最終年を迎え、南知多町のまちづくりは次期総合計画に引き継がれます。「日本一住みやすいまち」「持続可能な南知多町」の実現に向け、円滑に次期総合計画に移行できますように、我々は時代の変化と町民の皆様のニーズを的確に把握するとともに、さらなる行政サービスの向上に精進し、信頼をより高める努力をしてまいります。そして、皆様に南知多町に生まれてよかった、南知多町に住んでいてよかったと思っていただけるまちづくりを目指し、努力してまいります。

皆様方におかれましては、私たちと心一つに、南知多町を明るい未来に導くため力を合わせていただきますようお願い申し上げ、新年度に向けての施政方針とさせていただきます。

続きまして、諸般報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスによる感染症に対する本町の対応について御報告申し上げます。

げます。

中国武漢市に端を発する新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大を受け、去る2月25日に南知多町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、翌26日に第1回の対策本部員会議を開催しました。そこで、この感染症に対する本町の対応方針として、3月末までの期間、町主催の会議やイベント等について、不特定多数の参加が見込まれるものや緊急性の低いものなどを原則として中止または延期することといたしました。

また、学校関係では、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、町内の小・中学校を3月2日月曜日から24日火曜日まで臨時休校としております。

なお、臨時休校の間、御家族で見守りができない児童に対し、小学校において自主登校教室を設置し、児童の居場所を確保しております。

多くのイベントが中止となり、観光客のキャンセルが相次ぐなど、地域経済への影響は計り知れないものがあります。また、学校の臨時休校が住民生活に深く影響を及ぼすことも承知しておりますが、感染の拡大を防止し、住民の皆様の生命と健康を守るため、やむを得ない対策として決断いたしました。

町においては、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報収集に努め、町のホームページやメールサービス、ツイッターや回覧板などで迅速に情報を発信してまいります。

まさに、今が今後の健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であると言われておりますので、町民の皆様には改めて手洗い、せきエチケット等を徹底していただくとともに、感染症対策に対する御理解と御協力を切にお願いするものでございます。

次に、ごみ排出量の抑制のための施策として、昨年度の下半期から導入しておりますがんばるごみ減量報奨金等について御報告いたします。

上半期の実績につきましては、昨年9月議会の諸般報告におきまして、残念ながら増加となったことを報告させていただきました。下半期分の7月分から12月分につきましても、町全体で1人1日当たり10.6グラムの増加として588.4グラムとなっています。地区別に見ても、前年同時期と比べ減量を達成できた地区がなかったため、どの地区にも報奨金をお支払いすることができませんでした。1月から12月までの1年間を通して見ましても、残念ながら町全体で1人1日当たり10.2グラム増加の577.9グラムとなってしまいました。

皆様方も御存じかと思いますが、町の１人１日当たりのごみ排出量は県内ワースト２位の状況が５年以上も続いております。今後もより一層のごみ減量化・資源化の施策を実施していくため、また平成28年10月に定めた令和４年度における減量化目標値を達成するため、令和２年２月に町ごみ減量化実施計画を改定し、令和３年４月から指定ごみ袋有料化、枯れ草の資源化、プラスチック製容器包装収集などの施策を実施していく予定としております。

また、資源化をより一層推進するため、令和２年２月より師崎地区においてエコステーションを試験的に開設しております。ごみの減量は、令和４年４月より知多南部広域環境組合のごみ処理施設供用開始に向けても、構成市町である２市３町が取り組むべき大きな課題と捉え、各市町もさらなるごみ減量対策の検討をしております。

今後も、資源ごみの分別や生ごみの水切りの徹底など住民の皆様には周知するとともに、ごみを出しやすい環境整備に取り組んでまいりますので、町民の皆様には今まで以上のごみ減量に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、改めて新型コロナウイルス感染症対策につきましては、早急に議員の皆様と町民の皆様の安全と安心のために努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、深い御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、公の施設の指定管理者の指定についてをはじめ23議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第１号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、篠島渡船ターミナルの管理につきまして、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第１項の規定により指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第２号の辺地総合整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第２条第１項に定める辺地に篠島及び日間賀島が該当し、公共的施設の総合整備のため総合整備計画を策定するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第３号の南知多町総合計画条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正

する法律が平成23年8月1日に施行され、市町村総合計画の策定義務づけに関する規定が削除されたことに伴い、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号の南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月1日から施行される改正後の地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員（会計年度任用職員）については、地方公務員法上のサービスに関する各規定が適用されることに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第5号の南知多町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町消防団員の定数見直しにより、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第6号の南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県が令和元年10月1日から身体障害者等に対する自動車税の種別割の減免の対象となる範囲を拡大したことに準じまして、軽自動車税の種別割の減免の対象となる範囲を拡大するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第7号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県へ納付する国民健康保険事業費納付金の主たる財源である国民健康保険税の税率等を県から提示された標準保険税率等を基本に改定するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第8号の南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、民法の一部を改正する法律により国の公営住宅管理標準条例（案）が改正されたため、また老朽化した町営住宅を廃止するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第9号の南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項の規定の適用の経過措置期間が令和2年3月31日に終了することに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第10号の南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第11号の南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ

きましては、南知多町ごみ減量化実施計画に基づき令和3年4月1日から家庭系ごみを有料化することに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,871万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を75億6,870万1,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費1億2,784万6,000円及び教育費6,176万6,000円をそれぞれ追加し、民生費3,713万円、衛生費686万4,000円、農林水産業費606万6,000円、商工費6,162万5,000円、消防費430万1,000円及び公債費491万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金133万2,000円、財産収入544万円、繰越金1億8,260万円及び町債3,460万円をそれぞれ追加し、県支出金1,294万1,000円、繰入金1億48万2,000円及び諸収入4,183万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

併せまして、師崎山ノ神避難場所整備事業、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用するための繰越明許費の補正措置をお願いするものであります。

また、学校施設情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び学校給食センター整備事業の一部に充当する財源としまして、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

続きまして、議案第13号は、令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,791万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を29億6,934万8,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、保険給付費7,774万8,000円、基金積立金6,000円及び諸支出金15万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましては、県支出金7,666万6,000円、財産収入5,000円、繰越金1,956万1,000円及び町債2,000万円をそれぞれ追加し、国民健康保険税2,589万3,000円及び繰入金1,242万6,000円を減額するものであります。

続きまして、議案第14号は、令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,038万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算

総額を20億593万2,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、保険給付費8,287万円を追加し、諸支出金248万1,000円を減額するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金1,264万9,000円、支払基金交付金1,195万1,000円、県支出金864万6,000円及び繰入金4,714万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、議案第15号は、令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ874万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を9,074万6,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費415万5,000円及び基金積立金459万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳入におきましては、繰越金893万1,000円を追加し、繰入金18万5,000円を減額するものであります。

続きまして、議案第16号は、令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ333万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を1億1,723万2,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、基金積立金333万2,000円を追加するものであります。

歳入におきましては、繰越金2,107万6,000円を追加し、繰入金1,774万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第17号から議案第23号までの7議案は、令和2年度南知多町の各会計の当初予算であります。

一般会計、5特別会計及び企業会計の予算総額は149億1,535万2,000円であり、前年度の当初予算額に比較しますと10億9,331万9,000円、7.9%の増となっています。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持向上を目指し、予算編成に当たったものであります。

なお、各会計の当初予算につきましては上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、慎重に御審議の上、円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（岡崎市内における交通事故））

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（岡崎市内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

2枚目を御覧ください。

専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

岡崎市康生町地内で発生いたしました交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告をするものであります。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和元年10月8日午前11時35分頃、岡崎市康生町地内の乙川河川緑地付近で、町マイクロバス運転業務委託先の従業員が町マイクロバスを方向転換させる際に安全確認を怠り、相手方が管理する車止めの石柱に衝突し、当該石柱を損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は3万360円で、和解の内容は、町は相手側が管理する公園施設において交通事故に起因する損害物の現状復旧をするものでございます。

今後におきましても安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第５ 報告第２号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事））

○議長（藤井満久君）

日程第５、報告第２号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、報告第２号 専決処分の御報告をさせていただきます。

次ページの専決第１号 工事請負契約の変更についてを御覧ください。

令和元年６月２１日付議案第３７号により議決されました日間賀漁港漁港施設機能強化工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、去る令和２年２月５日付で専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前６,７１０万円を変更後６,９９０万１,７００円とし、２８０万１,７００円増額したものでございます。

次ページの変更理由書を御覧ください。

主な変更内容でございますが、日間賀漁港第１号岸壁の耐震化工事に係る地盤改良に使用する注入材の変更による増及び地盤改良施工後の強度確認に係る調査用ボーリングの追加による増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第６ 議案第１号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）

○議長（藤井満久君）

日程第６、議案第１号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）

ル)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由でございますが、篠島渡船ターミナルの管理について、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の指定の内容でございますが、管理を行わせる公の施設は、篠島渡船ターミナルでございます。

2の指定管理者となる団体は、南知多町観光協会篠島支部でございます。

3の指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について質問いたします。

まず1つ、この指定管理に当たって広く公募をしたのか。

2番目、なぜ篠島観光協会にしたのか。そのときの審査会のメンバーは誰か。

3番目、篠島観光協会へは選定基準は公表していたのか及び指定管理料は幾らで合意したのか。

4番目、指定管理するときには協定が結べるようになっております。この条例に基づいて、さらに細かい協定を結んでいるかということで、次の点をお聞きしたいと思いま

す。

労働法令の遵守や雇用労働条件の配慮規定は協定されているか。

施設の修繕に関する事項の協定はあるか。

それから、備品の事項に関するそれぞれの協定はあるか。

大規模災害等の際の役割分担と費用分担についての協定はあるか。

指定管理者に対する情報公開義務は徹底されているか。

5番目でございます。最後、事業報告書の提出は義務づけられているかと。

この5点についてお答えください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

内田議員の質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、指定管理におきまして公募をしたのかにつきまして、公募をしております。

なぜ観光協会を選定したかという理由につきましては、公募におきまして観光協会への応募でございましたので、観光協会を指定させていただきました。

審査会のメンバーにつきましては、副町長を委員長、各部長を委員とした指定管理者選定委員会において指定管理者の選定を行っております。

選定基準につきましては、応募要領の中で公表しております。

金額につきましては、募集要項の中で基準価格を設けまして、そちらのほうで開示しております。

労働法令の協定等につきましては、応募要領の中で労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守することとしております。

施設修繕等の役割分担につきましては、同じく応募の中で業務の分担ということで、施設の維持管理等とか施設の補修、備品の補修、安全管理衛生、自然災害または事故・火災による施設の損傷、利用者への損害賠償等につきまして、指定管理者と町のほうで分担した形で決めております。

備品についての協定につきましては、先ほど言いました業務の分担の中で、備品補修につきましては、原則1物品10万円未満につきましては指定管理者が、それ以上につきましては町のほうで負担するというようにしております。

大規模災害が起きたときの負担割合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、

事故等において指定管理者の責めに帰する場合は指定管理者の負担になりますが、それ以外につきましては町において負担することにしております。

事業報告書の提出につきましては、年度末において指定管理者より提出していただくことになっております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 辺地総合整備計画の策定について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第2号 辺地総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第2号 辺地総合整備計画の策定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に定める辺地に篠島及び日間賀島が該当し、公共的施設の総合

整備のため同法第3条に定める総合計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

2. 計画の主な内容は、中段の表にございます。辺地名は篠島及び日間賀島で、両辺地の総合整備計画の事業費の合計は6億9,596万8,000円、財源内訳は特定財源が1億4,930万8,000円、一般財源が5億4,666万円、一般財源のうち辺地対象事業債の予定額は3億8,995万円でございます。

3. 計画期間は、令和元年度から令和6年度までとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第2号の辺地総合整備計画の策定について質問いたします。

1つは、篠島と日間賀の計画は規模として大分違うんですけど、ほぼ同じような形でつくることができたと思うんですけど、なぜこのような形で篠島・日間賀の規模、見積額が違っているのか。

2点目、これは水道課にもお聞きしておりますけれども、水道業務が辺地総合計画には入っておりません。これは何とか入れることはできなかったのか。当局側の、県側の説明も含めて、再度説明してください。

それから3つ目、6年間の計画が出されております。今後、この6年間のうちに、途中の追加工事認定はすることができるのか。例えば学校の体育館や特別教室へのエアコン、多目的トイレの設置、これは今、緊急の問題であります。学校施設として辺地計画で挿入することができるのかどうか、このことについてもお聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

それでは、内田議員の御質問に回答させていただきます。

まず、日間賀・篠島でそれぞれ計画が違っている件に関しましては、それぞれの地域特性または管理者等々が違うこともございますので、それによって計画が違ってくるものと捉えております。

続きまして、水道業務が入っていないというところにつきましては、これは国から示されたとおりでございますので、入っていないということでございます。

3つ目としまして、途中の事業追加は可能かということにつきましては、これは事業追加は可能ということになりますので、事業追加になれば金額の変更ということになりますので、その都度、議会承認を得ていくということになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第3号 南知多町総合計画条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第3号 南知多町総合計画条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第3号 南知多町総合計画条例の制定につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由は、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行され、

市町村の総合計画の策定義務づけに関する規定が削除されたことに伴い、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2. 制定の主な内容は、(1)総合計画は、まちづくりの指針となる町の最上位計画であり、基本構想及びアクションプランにより構成するものとするもので、第2条関係でございます。

(2)地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、総合計画審議会を置き、必要な事項は規則で定めるとするもので、第4条関係でございます。

(3)町長は、基本構想を策定し、または変更するときは、総合計画審議会に諮問し、議会の議決を経るものとするもので、第5条及び第6条関係でございます。

(4)総合計画の実効性を確保するため、総合計画の進行管理及び評価を実施し、アクションプランに速やかに反映させ公表するものとする。また、個別の行政分野における計画との整合性を図るものとするもので、第7条から第9条関係でございます。

(5)南知多町総合計画審議会条例は廃止するとするもので、附則第2項関係でございます。

3の施行期日等は、公布の日から施行し、同日以降に策定される総合計画について適用するとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

この問題は、町長さんも先ほど強調されておりました。広く町民の声、そして様々な、いろんな南知多町の発展にとって大事な総合計画です。詳しくちょっと質問します。

まず、第1点です。新条例での総合計画審議会の委員の選定の規則について質問いたします。

今の条例の総合計画審議会は廃止して、7次の総合計画策定では、新条例案の5条で新総合計画審議会に諮問し、新条例6条で議会のチェックを受けて議決を経て成立する

こととしております。また4条で、今後、そのための新総合計画審議会の組織及び運営を規則で定めることとしております。

今回廃止される総合計画審議会は、私もちょっと調べてみましたが、やはり議員が入っております。町会議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、公共的な団体の役員、知識・経験を有する者という形で、町議会議員が入ってしまって、国保税や介護と同じく、なれ合いと談合になりかねない非民主的な組織になっております。これが廃止されるわけですが、今後、この新条例6条で新たに置かれる総合計画審議会には、武豊町、美浜町、阿久比町のように町会議員を入れない組織運営委員の選定条件規定をつくるつもりがあるのか、これが1点目です。

2点目、総合計画審議会の委員の人選について質問いたします。

2021年から2032年までの10年以上を見通す総合計画をつくるために、今までの古い考え方はやめ、思い切った町民以外の学者の方を複数入れた組織を、新しい風を吹かせて、新しい知見や知恵、方策を探るための組織が必要であると考えます。

知多市では、例えば学者の方が5人ぐらい入っております。愛知大学の教授だとか、それから名城大学の教授、名古屋芸術大学の教授、日本福祉大学の教授、そしてここには例えば地域福祉サポートちた代表だとか、ワークショップの参加者の代表だとか、社会福祉法人の代表だとか、あいち知多農協の営農部の営農センターのセンター長さんだとか、環境省からも入っております。環境省の環境カウンセラーが入っております。知多市の商工会の監事の方、それから市民コミュニティ連絡協議会、また連合ですね、労働組合の方も入られております。あとは、メディアスも入っております。なので、幅広い組織が私は必要だと思います。

○ 議長（藤井満久君）

内田議員に申し上げます。質疑は簡潔にお願いします。

○ 5番（内田 保君）

分かりました。

大学の教授を5人も入れております。南知多町の審議会の委員は、知多市のように幅広い人材を集めるつもりがあるのか。これが2点目です。

3点目です。4点質問します。公募の委員について質問いたします。

武豊町、美浜町、阿久比町、東浦町では、委員を広く公募しております。もう既に今、公募しておりますが、南知多町でも総合計画策定の基本方針では、住民と共有し、協働

して計画を進めるというふうな姿勢を示しておりますので、公募する意思はあるか。

4点目、最後でございます。審議会のやり方と意見の集め方について質問いたします。

知多市では、8回の総合計画審議会を開いております。南知多町は4回です。広く町民の意見を聞いて、そしてこれをつくっていくためには、最初のレポートにあります。既に南知多町はプロポーザルで一つの基本方針を出しておりますが、そこでは住民・産業団体会議が予定されております。この住民・産業団体会議というのはどのようなやり方で、何回ぐらい開くつもりなのか、これについてお答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

すみません、体調が悪いので、休憩を設けていただけないでしょうか。

○議長（藤井満久君）

皆さん、休憩を入れてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時40分までとします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

内田議員から頂きました質問に対して回答させていただきます。

御質問1つ目から3つ目につきましては、総合計画審議会委員のメンバーについての御質問だと理解させていただきます。議員は含まれるのか、公募は含まれるのかを併せて答えさせていただきます。

総合計画審議会委員のメンバーにつきましては、公的団体の代表者、学識経験者、町民からの一般公募によるもので、20名以内で組織することを予定しております。議員の

方は含まれないということでございます。

4つ目の御質問で、住民参画はどのように考えておるかということで、5地区での住民会議の開催及び産業団体、活動団体等とのヒアリング、またパブリックコメントのほうを実施していく予定をしております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第4号 南知多町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第4号 南知多町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第4号 南知多町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございます。

令和2年4月1日から施行される改正後の地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員（会計年度任用職員）については、地方公務員法上の服務に関する各規定が適用されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)の会計年度任用職員の服務の宣誓についての規定の追加と(2)

の字句の整理で、ともに第2条関係の改正であります。

3の施行期日でございます。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

服務の宣誓に関する条例について質問いたします。1点です。

別段の定めをすると書いてあります。この別段の定めをするというのは、どのような定めにして、南知多町はどこにそこを明記いたしますか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

別段の定めをすることができるという、その内容をどのようにするか、またどこに明記するのかということでお答えをさせていただきます。

こちらの地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員は、パートタイムの会計年度任用職員となっておりますので、こちら勤務日や勤務時間がそれぞれ違うため、任命権者等の面前で宣誓書への署名を要せず、あらかじめ署名押印した宣誓書を提出することで足りるものとする、そういった定めをすることとしております。

これら内容をどこに明記するかということですが、勤務条件の通知書兼確認書の作成に併せて通知するということで、特段の要綱等での明記は予定しておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よつて、議案第4号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第5号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長(藤井満久君)

日程第10、議案第5号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(田中嘉久君)

それでは、議案第5号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございます。

南知多町消防団員の定数見直しにより、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容でございます。

南知多町消防団員の定数を「406人」から「366人」に改正するもので、第4条関係であります。

3の施行期日でございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

提案理由の次に新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よつて、議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第6号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長(藤井満久君)

日程第11、議案第6号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(田中嘉久君)

それでは、議案第6号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。

愛知県が令和元年10月1日から身体障害者等に対する自動車税の種別割の減免の対象となる範囲を拡大したことに準じて、軽自動車税の種別割の減免の対象となる範囲を拡大するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容であります。

精神障害者及び知的障害者本人が所有し、運転する軽自動車等を軽自動車税の種別割の減免の対象となる範囲に追加するもので、第81条関係であります。

3の施行期日であります。

令和2年4月1日から施行するものであります。

また、提案理由の次に、この条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第7号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○ 議長（藤井満久君）

日程第12、議案第7号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○ 総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第7号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。

愛知県へ納付する国民健康保険事業費納付金の主たる財源である国民健康保険税の税率等を、県から提示された標準保険税率等を基本に改定するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容であります。

まず、(1)の基礎課税額の改正といたしまして、表のとおり、所得割額の税率を現行の「7.10％」から「7.53％」に0.43％引き上げ、被保険者均等割額を現行の「2万5,000円」から「3万800円」に5,800円引き上げ、世帯別平等割額を現行の「2万500

円」から「2万1,500円」に1,000円引き上げ、限度額を現行の「58万円」から「61万円」に3万円引き上げるものであります。

なお、括弧書きの特定世帯とは、同一世帯におります国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで被保険者が1人になる世帯で、移行後5年間、基礎課税分と後期高齢者支援金分の世帯別平等割額が2分の1となるもので、特定継続世帯とは、その後の3年間、世帯別平等割額が4分の3となるものであります。

その下の表の二重線以下は、上記の被保険者均等割額と世帯別平等割額の引上げに伴い、軽減額を改正するものであります。

7割軽減世帯では、被保険者均等割額軽減額を被保険者均等割額の3万800円の7割に当たる2万1,560円に、世帯別平等割軽減額を世帯別平等割額の2万1,500円の7割に当たる1万5,050円に、5割軽減世帯では、被保険者均等割額軽減額を被保険者均等割額の3万800円の5割に当たる1万5,400円に、世帯別平等割軽減額を世帯別平等割額の2万1,500円の5割に当たる1万750円に、2割軽減世帯では、被保険者均等割額軽減額を被保険者均等割額の3万800円の2割に当たる6,160円に、世帯別平等割軽減額を世帯別平等割額の2万1,500円の2割に当たる4,300円にそれぞれ引き上げるものであります。

括弧書きの特定世帯と特定継続世帯の世帯別平等割額軽減額についても同様であります。

なお、この改正は、第2条、第3条、第5条、第5条の2及び第23条関係であります。次に、(2)の後期高齢者支援金等課税額の改正であります。

2ページを御覧ください。

上段の表のとおり、所得割額の税率を現行の「2.50%」から「2.45%」に0.05%引き下げ、被保険者均等割額を現行の「8,000円」から「9,900円」に1,900円引き上げ、世帯別平等割額を現行の「7,200円」から「6,900円」に300円引き下げるものであります。

なお、限度額の改正はありません。

その下、表の二重線以下につきましては、上記の被保険者均等割額の引上げと世帯別平等割額の引下げに伴い、7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を表のとおり改正するものであります。

なお、この改正は、第6条、第7条、第7条の2及び第23条関係であります。

(3)介護納付金課税額の改正といたしまして、下段の表のとおり、所得割額の税率を

現行の「2.10%」から「2.12%」に0.02%引き上げ、被保険者均等割額を現行の「1万1,100円」から「1万900円」に200円引き下げ、世帯別平等割額を現行の「5,300円」から「5,600円」に300円引き上げるものであります。

なお、限度額の改正はございません。

表の二重線以下につきましては、上記の被保険者均等割額の引下げと世帯別平等割額の引上げに伴い、7割、5割、2割軽減世帯の軽減額を改正するものであります。

なお、この改正は、第8条、第9条、第9条の2及び第23条関係であります。

最後に、3ページを御覧ください。

3の施行期日等につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、提案理由の説明の次に、この条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第8号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第8号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○ 建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、議案第8号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、民法の一部を改正する法律により国の公営住宅管理標準条例（案）が改正されたため、また老朽化した町営住宅を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)住宅入居の手續に係る連帯保証人の規定を削除するもので、第11条関係であります。

(2)敷金の取扱いについて、民法の改正に伴う規定を追加するもので、第19条関係であります。

(3)広地住宅を廃止するもので、別表関係であります。

3の施行期日は、令和2年4月1日であります。

また、次のページから条例改正に係る新旧対照表をつけてありますので、御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○ 5番（内田 保君）

2点質問させていただきます。

1つは、連帯保証人をなくすことは賛成ですが、敷金は幾らを請求するつもりですか。

2点目、広地住宅というのをもう少し説明してください。お願いします。

○ 議長（藤井満久君）

建設課長。

○ 建設課長（山本 剛君）

内田議員からの御質問１点目、敷金は幾らを設定するのかという御質問でよろしいかと思いますが、敷金につきましては家賃の３か月分という規定がございます。条例の中に明記されております。今回の条例改正では当たりませんが、条例の中に明記されております。

２点目、広地住宅の詳細ということではよろしかったでしょうか。

広地住宅につきましては、昭和34年建築の老朽化した古い建物でございまして、令和２年度に取壊しを予定しているもので、180万円程度の解体費を見込んでおります。以上でございます。

○ 議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第８号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第9号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○ 議長（藤井満久君）

日程第14、議案第9号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第9号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

１．改正の理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第３項の規定の適用の経過措置期間が令和２年３月31日に終了することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

２．改正の主な内容につきましては、省令第10条第３項に規定する基準については、当分の間、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第１項の指定都市の長が行う研修を「修了したもの」とあるのは、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第１項の指定都市の長が行う研修を「修了したもの（修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるもので、附則第２項関係であります。

３．施行期日は、令和２年４月１日であります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページにつけてありますので、御覧いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第９号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第10号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第10号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○ 厚生部長（田中吉郎君）

議案第10号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1. 改正の理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年10月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の内容につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改めるもので、第2条関係であります。

3. 施行期日は、公布の日であります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページにつけてありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第11号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す

る条例について

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第11号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第11号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由でございますが、南知多町ごみ減量化（有料化）実施計画に基づき、令和3年4月1日から家庭系ごみを有料化することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2.改正の主な内容でございますが、1つ目といたしまして、町が収集する家庭系ごみの処理手数料を指定ごみ袋の種類に応じそれぞれ、45リットルを1枚50円、30リットルを1枚30円、15リットルを1枚15円と定めるもので、第9条関係でございます。

2つ目といたしまして、町が収集する篠島、日間賀島の家庭系粗大ごみの処理手数料を10キログラムまでごとに100円と定めるもので、同じく第9条関係でございます。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

それから、3の施行期日は令和3年4月1日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第12号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第12号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第12号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,871万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,870万1,000円とするものであります。

第2条に、予算の執行に当たり翌年度に繰越しして使用することができる経費として繰越明許費をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明をいたします。

20ページ、21ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、7目基金費は1億2,716万4,000円の増額補正であります。このうち、財政調整基金積立金2,172万3,000円は、平成30年度決算剰余金の一部及び基金の利子分を積み立てるため増額補正するものであります。

都市計画事業基金積立金540万8,000円は、債券売却により得た売却益及び利子分を積み立てるため増額補正をするものであります。

公共施設等整備基金積立金1億3万3,000円は、平成30年度決算剰余金の一部及び基金の利子分を積み立てるため増額補正をするものであります。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費は68万2,000円の増額補正であります。これは、個人番号カード交付事業に係る事業費の上限が確定したため、その上限に合わせて地方公共団体情報システム機構負担金を増額するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目国民健康保険費は959万8,000円の減額補正であります。これは、国民健康保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

6 目介護保険費は570万7,000円の増額補正であります。これは、介護保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

7 目障害者福祉費は329万2,000円の増額補正であります。これは、平成30年度障害者自立支援給付費等の精算に伴う国庫及び県負担金の返還金であります。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は2,016万4,000円の減額補正であります。これは、児童手当及び遺児手当の受給者数の減少に伴いまして減額するものであります。

2 目児童運営費は1,636万7,000円の減額補正であります。これは、7 節賃金のうち保育所一般管理費は臨時保育士の雇用見込みの減、子育て支援センター・どんぐり園事業費は正規職員を増員したことによる臨時保育士の減、放課後児童健全育成事業費は開所日の日数の減少に伴う減額でございます。

20 節扶助費は、対象者が転出したことにより、地域型保育給付費を減額するものであります。

23 節償還金、利子及び割引料は、平成30年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫返還金であります。

続きまして下段の表、4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費は686万4,000円の減額補正であります。これは、合併処理浄化槽設置事業費補助金が当初の見込みより申請件数が少なかったため、減額するものであります。

5 目知多南部衛生組合費は、新火葬場建設に係る実施設計業務に都市計画事業基金を充てるため、財源更正するものであります。

24ページ、25ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は606万6,000円の減額補正であります。これは、経営体育成支援事業については事業採択がされなかったこと、また農業次世代人材投資資金につきましては申請者の確定により、それぞれ補助金を減額するもの

であります。

続きまして、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は6,162万5,000円の減額であります。これは、プレミアム付商品券購入引換券の交付申請を1月末で締切り、交付額の上限が確定したため、上限に合わせて減額するものであります。

9款消防費、1項消防費、1日常備消防費は430万1,000円の減額補正であります。これは、知多南部消防組合の分担金で、前年度の繰越金の増額及び給与費、共済費の減額により減額補正するものであります。

続きまして、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は4,560万8,000円の増額補正、併せましてその表の下、3項中学校費、1目学校管理費は1,615万8,000円の増額補正であります。これは、小学校4校及び中学校2校の情報通信ネットワーク環境設備といたしまして、校内LAN整備及び電源キャビネット整備を行うため増額補正するものであります。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。

中段の表になります。

5項保健体育費、4目給食施設費は420万円の財源更正であります。これは、当初借入れを予定していた地方債の事業区分を変更したことに伴い、借入れの限度額が変更されたため増額補正するものであります。

続きまして、12款公債費、1項公債費、1目元金は44万5,000円の増額補正であります。これは、昨年度末に一部の地方債の利率見直しを行ったことにより、元利均等償還の元金割合が変更されたことに伴う増額補正でございます。

2目利子は535万5,000円の減額補正であります。これは、町債のうち平成30年度借入れ分の利率が確定したため、減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,486万3,000円の減額補正であります。これは、先ほど説明いたしました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金131万8,000円及び児童手当支給費1,354万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は68万2,000円の増額補正であ

ります。これは、歳出で御説明させていただきました個人番号カード交付事業に対する補助額の上限が決定いたしましたことに伴い、増額するものであります。

3目衛生費国庫補助金は335万2,000円の減額補正であります。これは、浄化槽整備事業費を減額するものであります。

5目教育費国庫補助金は3,119万円の増額補正であります。これは、小学校及び中学校の情報通信ネットワーク環境整備費に対する補助金でございます。

6目商工費国庫補助金は1,232万5,000円の減額補正であります。これは、プレミアム付商品券購入引換券の交付申請数の確定に伴う減額補正であります。

続きまして、下段の表になります。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は681万7,000円の減額補正であります。これは、国民健康保険保険基盤安定負担金411万2,000円及び児童手当支給費270万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

16ページ、17ページを御覧ください。

2項県補助金、3目衛生費県補助金は5万8,000円の減額補正であります。これは、浄化槽設置整備事業費を減額するものであります。

4目農林水産業費県補助金は、経営体育成支援事業費306万6,000円及び農業人材力強化総合支援事業費300万円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は10万6,000円の減額補正であります。これは、都市計画事業基金利子13万9,000円を減額し、公共施設等整備基金利子3万3,000円を増額するものであります。

3目基金運用収入は554万6,000円の増額補正であります。これは、都市計画事業基金のうち、1億円の債券売却により得た売却益であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億2,505万6,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして減額をするものであります。

4目都市計画事業基金繰入金、2,023万5,000円の増額補正であります。これは、新火葬場建設に係る知多南部衛生組合分担金に充当するための増額補正でございます。

2項特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は433万9,000円の増額補正であります。これは、平成30年度一般会計繰出金の精算に伴う漁業集落排水事業特別会計からの繰入金であります。

18ページ、19ページを御覧ください。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1億8,260万円の増額補正であります。これは、平成30年度の決算剰余金の未計上分を繰越金として計上したものでございます。

20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は64万1,000円の増額補正であります。これは、平成30年度障害者自立支援医療費国県負担金の精算に伴いまして、追加交付金を計上したものでございます。

3目雑入は4,247万4,000円の減額補正であります。これは、平成30年度愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う682万6,000円の増額とプレミアム付商品券売払い収入4,930万円を減額するものであります。

21款町債、1項町債、4目教育債は3,460万円の増額補正であります。このうち、学校給食センター整備事業債は420万円の増額補正であります。これは、当初借入を予定していた地方債の事業区分を変更したことに伴い限度額が変更されたため、増額補正するものであります。小学校債2,250万円及び中学校債790万円は、学校施設情報通信ネットワーク環境整備費に充てるための事業債の増額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費であります。

師崎山ノ神避難場所整備事業、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰越しして使用するための繰越明許費の予算措置でございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。

第3表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました教育債の追加及び変更による限度額の増額補正でございます。

一般会計の地方債残高は、この補正予算書の28ページにありますので、御覧ください。巻末でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和元年度末現在高見込額は67億2,476万2,000円であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、ここで暫時休憩いたします。休憩は11時35分までとします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時25分 〕

〔 再開 11時35分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点質問します。

1点ですが、25ページのプレミアム付商品券の問題ですが、全部使われなかったということで、あらかじめ町は何人を予定し、実際にこのプレミアム商品券を利用したのは何人だったのか、お答えください。

2点目、同じように25ページですが、経営体の問題で300万円補助金を出しているわけですけど、実際に補助した件数というか、人数というか、分かりましたら教えてください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

内田議員の質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、プレミアム付商品券の件でございますが、当初予算では3,800人を想定しておりました。それに対しましての利用実績につきましては1,335名でございます。

続きまして、農業次世代人材投資資金の減額の件でございますが、当初予算では14人を予定しておりましたが、実際には12名でございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第13号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第13号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第13号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,791万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,934万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

上段の3. 歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は7,774万8,000円の増額補正であります。これは、本年1月分までの医療費の実績から推計した結果、当初の見込みより増額となったためであります。

次の2段目、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は6,000円の増額補正であります。これは、基金積立金の利子が当初見込みより増額となったた

めであります。

次の下段、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は15万9,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定に伴う超過交付分を県へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

上段の2. 歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は2,589万3,000円の減額補正であります。これは、本年度の一般被保険者国民健康保険税が当初見込みより減額となったためであります。

次の2段目、2款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付金）は7,774万8,000円の増額補正であります。これは、歳出の2款保険給付費の増額に伴い、交付金が当初見込みより増額となったものであります。

次の2節保険給付費等交付金（特別交付金）は108万2,000円の減額補正であります。これは、県の交付決定に伴い減額するものであります。

次の3段目、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は5,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険事業安定化基金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次の4段目、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は959万8,000円の減額補正であります。これは、1節保険基盤安定繰入金と、1枚はねていただき11ページの上段、3節財政安定化支援事業繰入金及び4節その他一般会計繰入金の確定に伴い減額となったものであります。

次の2段目、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は282万8,000円の減額補正であります。これは、財源調整のため減額するものであります。

次の3段目、5款1項繰越金、1目その他繰越金は1,956万1,000円の増額補正であります。これは、前年度、平成30年度からの繰越金であります。

次の下段、7款1項町債、1目財政安定化基金借入金は2,000万円の増額補正であります。これは、今年度の国民健康保険事業に係る経費の財源不足分を愛知県国民健康保険財政安定化基金より借り入れるものであります。

次に、14ページを御覧ください。

令和元年度末の地方債現在高見込額は、先ほど申し上げました財政安定化基金借入金2,000万円を追加し、5,500万円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第14号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第14号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第14号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,038万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億593万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

12ページ、13ページを御覧ください。

3. 歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては153万1,000円の財源内訳の更正であります。

次に、2 款保険給付費、1 項1 目介護サービス等諸費につきましては5,344万3,000円の増額補正であります。これは、当初見込んだ介護サービス等諸費が、利用者増等の理由により増額補正するものであります。

次に、2 項1 目支援（介護予防）サービス等諸費につきましては793万8,000円の増額補正であります。これは、当初見込んだ支援（介護予防）サービス等諸費が受給者増等の理由により増額補正するものであります。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費につきましては635万7,000円の増額補正であります。これは、当初見込んだ高額介護サービス費が、1 人当たりのサービス利用が増加したことにより増額補正するものであります。

次に、4 項1 目高額医療合算介護サービス等費につきましては55万1,000円の増額補正であります。これは、医療措置が必要となり、同一世帯内で医療と介護を合わせた自己負担額の限度額を超える受給者が増加したことにより増額補正するものであります。

次に、5 項1 目特定入所者介護サービス等費及び2 目特定入所者支援（介護予防）サービス等費につきましては、合わせて1,456万円の増額補正であります。これは、入所施設における低所得者の食費・居住費に対して給付を行うものであり、過年度分の過誤請求に係る増額補正であります。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

6 項1 目その他諸費につきましては2 万1,000円の増額補正であります。これは、介護報酬請求明細書の内容、審査及び支払事務の委託先である国保連合会に件数に応じて支払う手数料であり、件数の増加により増額補正するものであります。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金につきましては248万1,000円の減額補正であります。これは、平成30年度地域支援事業交付金が確定したことにより減額補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

2. 歳入、2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金につきましては1,017万1,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に

伴う国の負担分に応じた交付金の増額補正であります。

次に、２項国庫補助金、１目調整交付金につきましては94万7,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う国の負担分に応じた交付金の増額補正であります。

次に、５目介護保険事業費補助金につきましては153万1,000円の追加であります。これは、システム改修事業費交付決定による追加であり、歳出で御説明した総務費の財源更正に係る分であります。

次に、３款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金につきましては1,195万1,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う支払基金の負担分に応じた交付金の増額補正であります。

次に、４款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金につきましては864万6,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う県の負担分に応じた交付金の増額補正であります。

次に、６款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金につきましては723万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明した保険給付費の増額に伴う町の負担分に応じた交付金の増額補正であります。

次に、５目その他繰入金につきましては153万1,000円の減額補正であります。これは、システム改修事業費交付決定に伴う減額補正であり、歳出で御説明した総務費の財源更正に係る分であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定しました。

日程第20 議案第15号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第15号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、議案第15号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,074万6,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず、歳出より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

3段目の歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、23節償還金、利子及び割引料は18万5,000円の減額補正であります。消費税及び地方消費税の確定申告により精算するものであります。

28節繰出金は434万円の増額補正であります。平成30年度決算により一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節積立金は459万1,000円の増額補正であります。平成30年度決算により繰越金を基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

上段の歳入を御覧ください。

4款繰入金、1項繰入金、2目基金繰入金、1節基金繰入金は18万5,000円の減額補正であります。平成30年度決算による基金繰入金であります。

次に、５款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、１節繰越金は８９３万１,０００円の増額補正であります。平成３０年度決算による繰越金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第３７条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第１５号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第２１ 議案第１６号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算
（第１号）

○議長（藤井満久君）

日程第２１、議案第１６号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、議案第１６号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の１ページを御覧ください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３３万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１,７２３万２,０００円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたしますので、６ページ、７ページを御覧ください。

下段の３款公債費、１項公債費、１目元金は、師崎港駐車場事業基金利子の財源更正であります。

次にその下、５款基金積立金、１項基金積立金、１目師崎港駐車場事業基金積立金は333万2,000円の増額補正であります。これは、前年度からの繰越金を基金として積み立てるため増額補正するものであります。

次に、歳入の説明をいたしますので、上段を御覧ください。

２款財産歳入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金は、師崎港駐車場事業基金の利子を基金積立金に充てるため、充当先を変更するものであります。

次に、３款繰入金、１項基金繰入金、１目基金繰入金は1,774万4,000円の減額補正であります。これは、平成30年度の決算により繰越金の額が確定し、財源調整として計上していました基金を繰り入れる必要がなくなったため減額するものであります。

次に、４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金は2,107万6,000円の増額補正であります。これは、平成30年度決算による繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時00分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 １２時００分 〕

〔 再開 １３時００分 〕

○ 議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで、産業振興課長から答弁の申出がありましたので、許可します。

産業振興課長。

○ 産業振興課長（鈴木淳二君）

議案第12号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）に係る内田議員からの質疑に関しまして、プレミアム商品券事業の中の当初何人を想定し、何人の実績があったかの質問に対しまして、3,800人の想定に対し、1,335人の実績であったと答弁させていただきましたが、正しくは実績は1,329人でございます。申し訳ございませんでした。

日程第22 議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算

○ 議長（藤井満久君）

日程第22、議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○ 町長（石黒和彦君）

議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は84億4,000万円で、令和元年度と比較しますと11億4,000万円、15.6%の増となっております。

概要につきましては、さきに配付させていただきました令和2年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は58億9,303万8,000円で、予算額全体に占める割合は69.8%であります。

1款町税、1項町民税のうち個人分につきましては、漁業などの営業所得につきまして減収が見込まれ、前年度と比較しまして2,205万5,000円減の8億197万7,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、決算見込みから前年度と比較しまして1,563万1,000円減の8,188万3,000円を見込んでいます。

個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較しまして3,768万6,000円減の8億8,386万円を計上しています。

固定資産税については、土地の現年課税分につきまして、地価の下落による減収を見込み、前年度と比較しまして826万4,000円減の2億6,193万2,000円を見込んでいます。

家屋の現年課税分は、前年度と比較しまして940万8,000円増の6億1,109万7,000円を見込んでいます。

償却資産の現年課税分は、太陽光発電設備等による増加を見込み、前年度と比較しまして837万4,000円増の1億8,234万2,000円を見込んでいます。

固定資産税の総額では、前年度と比較しまして676万6,000円増の11億1,218万9,000円を計上しています。

その他、軽自動車税7,819万3,000円、町たばこ税1億1,725万7,000円、入湯税1,994万6,000円を計上しています。

町税全体では、前年度と比較しまして3,658万5,000円減の22億1,144万6,000円を計上しています。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,190万円、自動車重量譲与税6,030万円は、町道の延長・面積により交付されるものであります。

6款法人事業税交付金は今年度創設されたもので、399万1,000円を計上しています。

7款地方消費税交付金は、消費税の税率変更に伴い、前年度と比較しまして1億270万円増の4億6,380万円を計上しています。

8款自動車取得税交付金は、自動車取得税が廃止され環境性能割が導入されたため過年度対応分の1,000円を計上し、9款環境性能割交付金は1,440万円増の2,370万円を計上しています。

10款地方特例交付金は、住民税の住宅借入金等特別控除及び環境性能割の創設に伴う減収分を国が補填する減収補てん特例交付金であります。子ども・子育て支援臨時交付金が普通交付税により算入されることになったため、2,744万円減の996万円を計上しています。

11款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。そのうち、普通交付税は19億7,600万円を計上しています。また、特別交付税は1億5,100万円を計上しています。

13款分担金及び負担金は、幼児教育・保育無償化による保育所児童運営費徴収金の減

により2,937万2,000円減の835万2,000円を計上しています。

15款及び16款の国及び県支出金は合計額で11億3,808万5,000円の計上で、前年度と比較しまして2億38万4,000円の増額となっています。増額となりました主な理由といたしまして、新学校給食センター整備事業、愛知県都市計画道路豊丘・豊浜線改良事業、介護施設等整備事業などの新規事業であります。

18款寄附金のうち、ふるさと納税は、前年度と比較しまして3,000万円増の1億7,000万円を計上しています。

19款繰入金は、前年度と比較しまして6,405万4,000円減の5億9,583万円を計上しています。繰り入れる基金の内訳としましては、財源不足を補うために財政調整基金から4億5,732万1,000円、学校給食センター整備の財源といたしまして公共施設等整備基金から4,791万1,000円、火葬場整備に係る知多南部衛生組合分担金の財源といたしまして都市計画事業基金から9,059万4,000円をそれぞれ計上しております。

22款町債につきましては、前年度と比較しまして8億310万円増の12億2,730万円であります。町債の主な事業は、保育所整備事業、防災施設整備事業、総合体育館整備事業、学校給食センター整備事業などの普通建設事業の財源としまして9億8,840万円、その他に地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債2億3,890万円の借入れを予定しています。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が地方交付税に算入されることとなっています。

その他主な収入といたしまして、14款使用料及び手数料6,375万9,000円、17款財産収入805万6,000円、20款繰越金5,000万円及び21款諸収入2億1,972万3,000円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、令和2年度予算の概要の19、20ページに掲載しております一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして御説明申し上げます。

1の人件費につきましては総額17億2,644万9,000円で、前年度と比較しまして1億7,299万3,000円の増額となっています。

また、2の物件費につきましては総額12億4,889万7,000円で、前年度と比較しまして2億571万7,000円の減額となっております。

増額及び減額の主な理由につきましては、来年度からの会計年度任用職員制度の導入

に伴い、賃金を廃止し、報酬に移行したことによるものであります。

3の扶助費につきましては総額7億4,011万円で、前年度と比較しまして2,002万円、2.6%の減額となっています。

4の補助費等につきましては総額18億7,131万円で、前年度と比較しまして1億7,740万9,000円、10.5%の増額となっています。増額の主な理由につきましては、新火葬場建設に係る知多南部衛生組合分担金の増及び愛知県都市計画道路一部改良に伴う用地補償費の増であります。

また、一部事務組合等の負担金としましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金2億6,320万6,000円、知多南部衛生組合分担金5億9,359万3,000円、知多南部広域環境組合分担金5,041万5,000円、知多南部消防組合分担金3億8,728万7,000円をそれぞれ計上しています。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として7,255万7,000円を計上しています。

6の公債費につきましては6億510万1,000円で、前年度と比較しまして4,875万2,000円、8.8%の増額となっております。

なお、令和2年度末の町債の残高見込額は73億4,651万9,000円であります。

7の投資的事業費につきましては総額15億2,729万7,000円、前年度と比較しまして9億5,946万3,000円、169%の増額となっております。増額となった主な理由としましては、歳入の町債でも説明しました保育所整備事業、防災施設整備事業、総合体育館整備事業、学校給食センター整備事業などであります。

9の貸付金につきましては、医師確保修学資金貸付事業の貸付金340万円、勤労者住宅資金預託金300万円及び小規模企業等振興資金預託金1,600万円を計上しております。

10の積立金につきましては、各基金の利子分188万1,000円を基金へ積み立てるための予算であり、歳入予算額と同額を計上しています。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額5億9,288万4,000円を繰り出すもので、前年度と比較しまして1,427万4,000円、2.5%の増額となっております。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億8,811万9,000円、後期高齢者医療特別会計へ7,456万9,000円、介護保険特別会計へ3億4万3,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ3,015万3,000円をそれぞれ一般会計からの繰出金として計上しています。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、通告約9点ですけど、質問したいと思います。

それでは、予算書の6ページ、町税の予算のうち、今、町長も説明されましたが、町税が昨年より約4,000万円減額となっております、町民税が。また、その根拠は、今、漁業の方が減ったというようなことも言われておりましたが、どこら辺の根拠なのかということをお願いしたいと思います。

そして、今後減らさない対策として、町独自に何か施策を具体的に考えているのかと、これについてお答えください。

2点目、予算書6ページです。固定資産税は、先ほど町長の説明もありました。昨年より700万円ばかり増となっております。町が把握している特に太陽光発電設備の設置数は今幾つになっているのか。また、今後のこの利用と税額の増についてはどのように太陽光発電については考えているか。

3番目、予算書の28ページです。今年から法人事業税の交付金が歳入に充てられますけれど、約400万円の算定根拠は何に基づいて繰り入れられているのか。

4番目、予算書の65ページです。総務一般管理費で、会計年度任用職員報酬が1人で229万円となっております。昨年の臨時職員の賃金を見ても204万円と思われまして。これはちょっと意外だったんです。増額となった労働条件の変化は何ですか。

5番目、予算書の69ページ、これは逆です。人事関係費で、3人の会計年度任用職員の報酬が518万円です。この3人の昨年の賃金は恐らく689万円だと思われまして、下がっているならば、なぜ労働条件の変化はどのように行われたのか。

同じく予算書の69ページ、歳出の2款のところですが、昨年の予算の負担金、補助・交付金で、自治大学入校負担金が10万4,000円、日本経営協会研修負担金3万5,000円を今年のこの負担金、補助・交付金か減らしてあります。これは私がずっと言ってきたこ

とですが、減らすことができた理由は何でしょうか。

次、7番目です。予算書の189ページ、防災対策事業費の会計年度任用職員の報酬は138万円ありますが、昨年の臨時職員の賃金は616万円となっております。なぜこのように引き下げられているのでしょうか。

8番目、予算書の157ページです。今、南知多町の養豚の豚数は何頭ありますか。また、新事業の豚のためのCSFワクチンの接種費は一般的に1頭幾らかかるのか。補助金37万円の養豚業者への補助金振り分けはどのようにしてやっていくのですか。

最後、9番目です。予算書49ページです。漁業振興対策事業費の、のり食害対策事業費補助金が、昨年90万円だったのに今年は45万円に減らされております。それはどのような理由からなったんですか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員からの一般会計議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分につきまして御答弁させていただきます。

通告書番号1番、予算書6ページ、町税予算のうち、町民税が昨年より約4,000万円減額とした根拠は何か。また、今後減らさない対策として町独自に何か施策を考えているかにつきまして御答弁させていただきます。

町民税につきましては、前年度に対し3,768万6,000円減の8億8,386万円と見込んでおります。このうち、個人分の現年課税分につきましては、昨年のシラス漁の水揚げが、量的には取れているが金額的にはよくないと聞いておりますので、漁業を含む営業所得の減を見込みまして、給与所得のその他の所得の伸びも期待できないこととなりますから、前年度比2.6%、2,086万円の減額を見込んでおります。

続きまして、法人分の現年課税分につきましては、本年度の申告状況で、税額が前年度に対し大きく減少した法人が多いことや、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられたことにより、前年度比16.1%、1,558万8,000円の減額を見込んでおります。

町民税につきましては、個人分も法人分も申告に基づき賦課するものでありますが、

税収を減らさないためには、町税の担当といたしましては、滞納処分をはじめとした積極的な滞納整理に取り組んでいくことが大切と考えております。以上であります。

続きまして、次、通告書番号2番、予算書6ページになりますが、固定資産税が昨年より約700万円ばかり増となっているが、町が把握している太陽光発電設備の設置数は幾つか。今後の利用と税額の増についてはどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

固定資産税につきましては、前年度に対し676万6,000円増の11億1,218万9,000円と見込んでおります。令和2年度固定資産税の課税のために把握しております太陽光発電設備については、太陽光発電設備を償却資産として申告している事業者は85事業者であります。また、太陽光発電設備用地として把握している土地につきましては117か所あります。

太陽光発電設備に係る固定資産税につきましては、前年度に対し、償却資産で約390万円、土地で約60万円それぞれ増額と見込んでおります。ここ数年は、太陽光発電設備に係る償却資産や太陽光発電設備用地として利用されている土地の増によりまして、太陽光発電設備に係る固定資産税が増額となってきましたが、今後につきましては、事業者の動向によりますので、見込むことは困難と考えております。以上であります。

以上で、税務課所管分の答弁を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○ 検査財政課長（山下忠仁君）

続きまして、検査財政課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号3、予算書28ページ、今年から法人事業税交付金が歳入に充てられているが、約400万円の算定根拠は何に基づくものかについて御答弁させていただきます。

平成31年度税制改正により、都道府県が法人事業税額の一部を市町村に交付する制度が創設されました。算定根拠は、県に納付された法人事業税に交付率を掛けて算出された額に市町村ごとの直近3か年の法人税割額の実績に応じて案分し、交付されます。

以上で、検査財政課所管分の答弁を終わらせていただきます。

○ 議長（藤井満久君）

総務課長。

○ 総務課長（内田純慈君）

続きまして、総務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

通告書番号4番、予算書65ページ、総務一般管理費で、会計年度任用職員報酬が1人229万円である。昨年の賃金は204万円と思われる。増額となった労働条件の変化は何かにつきましてお答えします。

総務一般管理費の会計年度任用職員の職種は町長運転手であります。昨年度より増額となっているのは、技能・資格の保有状況に応じて臨時のマイクロバス運転を追加した勤務内容に見直して月額報酬単価を上げたこと及び新たに時間外勤務対応分の報酬を計上したことによるものです。

続きまして、通告書番号5番、予算書69ページ、人事関係費で、3人の会計年度任用職員報酬518万円であるが、この3人の昨年の賃金、恐らく689万円だと思うが、もし下がっているのならばなぜかにつきましてお答えします。

令和元年度につきましては、人事関係費で、人事秘書事務1人、産休等の補充員3人の合計で4人分の臨時職員の賃金を予算化していました。令和2年度は、このうち予備的に予算化していた補充員1人分を削減し、3人分の会計年度任用職員の報酬を予算化しましたので、その1人分の報酬が下がっています。

続きまして、通告書番号6番、予算書69ページ、職員研修費で、昨年の予算19負担金、補助・交付金で自治大学入校負担金10万4,000円、日本経営協会研修負担金3万5,000円を今年の18負担金、補助・交付金から減らすことができた理由は何かににつきましてお答えします。

厳しい財政状況を鑑み、職員研修費につきましても、やむを得ず削減する必要があると考えております。自治大学につきましては研修期間が1か月から1か月半と長期にわたるため、濃密な研修が受けられる半面、受講者や、その所属課の負担が大きい一面もあることから削減しました。

また、日本経営協会につきましては、愛知県研修センターが行っている負担金のかからない研修等で代用できると考え、削減しました。

以上で、総務課所管分の答弁を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○ 防災安全課長（滝本 功君）

続きまして、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号7番、予算書189ページ、防災対策事業費の会計年度任用職員の報酬は138万円であるが、昨年の臨時職員の賃金は616万円である。なぜこのように引き下げられているのかにつきましては、令和元年度当初予算では、臨時職員賃金として、一般事務1名、防災専門官1名分の計616万4,000円を予算計上しておりました。このうち防災専門官につきましては、防災専門官の設置要綱に、防災専門官は自衛隊の経験を有する者と定めておまして、自衛隊愛知地方協力本部名古屋地域援護センターへ退職自衛官のうち本町への再就職希望者の有無等を確認した結果、希望者がなかったため、令和2年度当初予算では、防災専門官分の会計年度任用職員報酬を計上せず、一般事務1名分の138万3,000円を計上しておるものでございます。

以上で、防災安全課所管分の答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

最後に、産業振興課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号8、予算書157ページ、畜産振興事業費のうち、CSFワクチン接種費補助金において、今の南知多町の養豚の豚数はおよそ何頭か。また、新事業の豚のためのCSFワクチンの接種費は一般的に1頭幾らかかるのか。補助金37万円の養豚業者への補助金振り分けはどのようにするのかという御質問に対し、お答えさせていただきます。

まず、南知多町の養豚の頭数につきましては、平成31年2月1日時点では1万2,590頭となっております。また、CSFワクチンの接種費につきましては1頭当たり405円であり、そのうち国からの補助金を除いた300円が農家負担額となっております。補助金37万円の養豚業者への振り分けにつきましては、各養豚業者の接種数の実績により、1頭当たり15円を補助するものでございます。

続きまして、通告書番号9、予算書161ページ、漁業振興対策事業費のうち、のり食害対策事業費補助金において、漁業振興対策事業費のり食害対策事業費補助金が、昨年90万円だったのが45万円に減らされているが、どのような理由からかという御質問に対しお答えさせていただきます。

のり食害対策事業費につきましては、本年度、令和元年度より新規事業として、安定的なのりの生産を目的に、管内6漁協が行う有害鳥獣の駆除等に対し、1漁協当たり10回、15万円を限度として90万円の補助金を計上させていただきましたが、令和元年度の

利用実績が大井・豊浜の２漁協でありましたので、令和２年度以降の新たな利用も考慮し、45万円に減額させていただきました。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第18号 令和２年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第23、議案第18号 令和２年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第18号 令和２年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者などの自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、令和２年度の加入世帯数は3,381世帯、被保険者数は6,429人と想定し、歳入歳出予算総額は29億700万円で、前年度の予算額と比較し5,800万円、2.0%の増となっております。

歳出における増額の主な要因としましては、保険給付費の増及び平成30年度に借り入れた財政安定化基金借入金の償還金の増によるものであります。

歳入における増額の主な要因としましては、保険税の増及び保険給付費の増額に伴う県支出金の増であります。

新年度におきましては、保険給付費や国民健康保険事業費納付金など、これらの支出

に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度に保険税率等の見直しをさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰入れなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成を行ったものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第24、議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。

愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主

に保険料の徴収事務、窓口受付事務を行います。

令和２年度では加入者を3,722人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は２億9,100万円で、前年度予算と比較し3,750万円、14.8%の増となっております。

歳入における増額の主な要因としましては、保険料の増によるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.8%を占めています。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第20号 令和２年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第25、議案第20号 令和２年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第20号 令和２年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものであります。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を761人、居住系サービス・施設サービス受給者を313人、合わせまして1,074人を見込んでいます。

介護保険料につきましては3年ごとに見直しを行い、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画に基づき基準月額を5,000円と設定しております。

令和2年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして1億円増の19億6,300万円を計上しています。

歳入の主なものは、介護保険料3億6,500万1,000円、国庫支出金4億7,650万3,000円、支払基金交付金5億213万3,000円、県支出金2億8,235万5,000円及び繰入金3億2,865万5,000円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が18億815万5,000円で、歳出全体の92.1%を占めています。

また、このほか地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が1億1,650万9,000円、総務費が3,559万5,000円となっています。

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託

することに決定しました。

ここで一時休憩といたします。そのまましばらくお待ちください。

なお、議会運営委員と関係職員は議長室へお集まりください。

〔 休憩 13時42分 〕

〔 再開 13時48分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第26 議案第21号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第26、議案第21号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第21号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は9,330万6,000円で、前年度予算額より1,130万6,000円、13.8%の増であります。

予算の主な内容は、歳出におきましては、地方公営企業法適用に関する移行事務費などの総務一般管理費830万6,000円、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,463万円、処理場等設備改良工事などの事業費2,041万6,000円、公債費2,695万2,000円であります。

これらを賄う主な財源としまして、使用料及び手数料3,013万1,000円、繰入金3,506万3,000円、町債2,110万円を計上しています。

本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであり

ます。

令和2年度末の町債現在高見込額は2億5,645万8,000円であります。

以上で、南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、質問させていただきます。

漁業集落排水の予算書382ページ、予算の歳入で県の支出金が本年度から680万円計上されております。なぜ今まで、この県の支出金が出されなかったのか。また、漁業集落排水事業費は何に主に使われる予定か。

それから、予算書389ページ、2点目です。処理場など設備改良工事1,788万円は、今年は何の業者と契約をするのか。

3番目、予算書387ページです。浄化センター運転管理委託料は506万円になっております。今年は何の業者にどのようにして契約するんですか。

4番目です。最後です。予算書387ページ、地方公営企業会計移行業務委託料が771万円もあります。南知多町の職員で何らかの形で業務ができないのでしょうか。また、するとしたらどの業者と契約するのでしょうか。以上です。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの漁業集落排水事業特別会計議案質疑通告書に対しまして答弁させていただきます。

通告書番号1番、予算書382ページ、県支出金で、県支出金が本年度から680万円計上されているが、なぜ今までこの県支出金が出されなかったのか。また、漁業集落排水整備事業費は何に主に使われる予定かにつきましては、平成30年度に策定した機能保全計画に基づき、令和2年度から5年計画で処理場等設備改良工事を補助事業として計画し

たものであります。

また、漁業集落排水整備事業費の主な内容は、処理場屋根防水を改良するための実施設計業務委託、管路新設工事及び処理場等設備改良工事であります。

次に、通告書番号２番、予算書389ページ、事業費の処理場などの設備改良工事1,788万円は、今年は何の業者と契約するのかにつきましては、指名競争入札により業者を決定していきます。

次に、通告書番号３番、予算書387ページ、維持管理費の浄化センター運転管理委託料506万円は、今年は何の業者にどのようにして契約するのかにつきましては、指名競争入札により業者を決定していきます。

次に、通告書番号４番、予算書387ページ、一般管理費の地方公営企業会計移行業務委託料が771万円計上されているが、南知多町職員で業務ができないのか、どの業者と契約するのかにつきましては、地方公営企業会計移行業務のうち、基本計画は町としての方針を示すためのものであるため水道課の職員で作成をしていきますが、資産台帳の作成、固定資産の調査と評価等は、高度で専門的な知識が必要となるため、豊富な技術や知識を有しているコンサルタントに業務を委託するものであります。

また、契約につきましては、指名競争入札により業者を決定していきます。

以上で、内田議員からの議案質疑通告書に対する答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第22号 令和２年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第27、議案第22号 令和２年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○ 町長（石黒和彦君）

議案第22号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場については、地域住民や観光客の駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は9,787万3,000円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料などの施設管理費4,089万9,000円、公債費1,919万円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料9,669万6,000円を計上しております。

令和2年度末の町債現在高見込額は7,213万円であります。

以上で、師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○ 5番（内田 保君）

それでは、質問させていただきます。

予算書402ページ、昨年に比べ歳出の総務費、施設管理費を約4,376万円減らしております。その理由は何でしょうか。

2つ目、予算書407ページ、駐車場管理委託料は昨年より約116万円高い1,800万円となっております。どのようにしてこの額が決定されて、その根拠は何でしょうか。以上です。

○ 議長（藤井満久君）

建設課長。

○ 建設課長（山本 剛君）

それでは、内田議員からの師崎港駐車場事業特別会計議案質疑通告書に対しまして答弁させていただきます。

まず初めに、通告書番号5番、予算書402ページの、昨年に比べ、歳出の総務費、施設管理費を約4,376万円減らすことができたのはなぜかにつきましては、減額となった総務費、施設管理費約4,376万円のうち、総務費における416万4,000円の減額につきましては、主に今年度を実施中の大規模改修費などにより利益の減少が見込まれるため、消費税及び地方消費税の歳出を減額するものです。

また、維持管理費における3,960万4,000円の減額につきましては、今年度において駐車場管理システムや移動式消火栓の取替え工事を完了するため、大幅な減額となったものです。

次に、通告書番号6番、予算書407ページの駐車場管理委託料は、昨年より約116万円高い1,800万円であるが、どのように決定して、その根拠は何かにつきましては、主な増額の理由といたしましては、消費税の上昇分及び施設管理や収納業務における積算根拠となる繁忙期の人員配置の見直し、休日作業に係る人件費の割増しによるものです。

以上で、内田議員からの議案質疑通告書に対します答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第23号 令和2年度南知多町水道事業会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第28、議案第23号 令和2年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第23号 令和2年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めています。

本町の水需要は、人口の減少、漁業・観光業の不振、節水意識の定着などにより減少傾向が続いており、令和2年度もその傾向が続くと見込まれています。

令和2年度の主な事業としましては、大井配水区送水管耐震化工事、岩屋配水区第2配水管整備工事（その2）、豊丘歩道設置に伴う配水管布設替工事及び岩屋配水場改修工事などを実施することとしています。

予算の内容として、収益的収支におきましては、収入額7億7,321万3,000円に対し、支出額7億4,694万5,000円で差し引き2,626万8,000円、税込みでございますが、計上をしたものであります。

また、資本的収支におきましては、収入額2億3,140万9,000円に対し、支出額3億7,622万8,000円で、その収支差引不足額1億4,481万9,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

令和2年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額11億2,317万3,000円で、前年度予算額に比較しまして2億3,746万円、17.5%減となっております。

令和2年度末の企業債残高見込額は16億3,842万2,000円であります。

以上で、水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

4点質問させていただきます。

予算の概要の68ページに水道の有収率の問題が書かれております。元年度まで88.64%で上がってきておりました。しかし、令和2年、今年、86.74%と下がるというふうにしています。これはなぜでしょうか。また、平成30年度の落ち込みも一度ありますけれど、この原因が分かりましたら教えてください。

予算書413ページ水道の給水戸数が約60戸減っております。しかし、1日の平均給水量は増えているようになっています。これはなぜでしょうか。

予算書457ページ水道の老朽管耐震化工事費が、昨年の3億1,000万円から今年は1億7,000万円に減っております。なぜでしょうか。

予算書423ページ、これは職員の時間外勤務手当のことですが、時間外勤務手当が164万円から今年は151万円に昨年より減っております。特別な勤務等、これでサービス労働がない水道関係の労働条件が保たれるのでしょうか、教えてください。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの水道事業会計議案質疑通告書に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号7番、予算の概要68ページの水道の有収率は、令和元年度が88.64%であり、令和2年度が大きく86.74%と下がるとしているのはなぜか。また、平成30年度の落ち込みの原因は何かにつきましては、平成30年度の落ち込みの原因は、佐久島海底送水管の漏水に伴うものであり、例年と比較し、有収率が大きく減少しております。また、令和2年度の有収率は、平成30年度の実績の有収率を参考にして計上していますが、令和元年度と比較すると下がる数値となっています。

次に、通告書番号8番、予算書413ページ、総則の給水戸数が約60戸減っているのに、1日平均給水量が増えているのはなぜかにつきましては、給水戸数の算定については、平成30年度年間総給水量の下落率0.7%を乗じて算定していますが、1日平均給水量については年間総給水量を年間の365日で除して算定しております。

1日平均給水量が増えた理由につきましては、令和元年度の年間総給水量の算定方法が前年度の下落率を乗じて算定した結果、平成30年度の年間総給水量の実績値と比べ数値に大きな誤差が生じたため、令和2年度の年間総給水量の見込みを見直し、平成30年度の実績にて計上した結果、年間総給水量が1万3,000立方メートル増えたため、1日平均給水量が増えたものであります。

通告書番号 9 番、予算書 457 ページ、配水設備新設改良費の老朽管耐震化工事費が昨年の 3 億 1,000 万円から 1 億 7,000 万円に減っているのはなぜかにつきましては、水道施設更新計画に基づき、主に配水管の耐震化工事を実施しております。平成 31 年度の補助工事が 4 件に対し、令和 2 年度は 2 件となっています。中でも平成 27 年度から平成 31 年度まで実施しました大井配水区管路耐震化工事が完了したため、大きく減っております。

通告書番号 10 番、予算書 423 ページ、給与費明細書の時間外勤務手当が 164 万円から 151 万円に昨年より減っている。特別な勤務等、これでサービス労働のない水道関係の労働条件が保たれるのかにつきましては、人事異動に伴い、積算単価の減額によるものであり、実績見込みによる時間数で算定しておりますので、影響ないと考えております。

以上で、内田議員からの議案質疑通告書に対する答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 37 条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第 29 請願第 1 号 「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第 29、請願第 1 号 「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第 1 号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第 89 条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日の一般質問は午前 9 時から開始し、時間短縮で行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔 散会 14 時 12 分 〕